（役員の選任又は解任の認可の申請）

第二十六条の三十九　［略］

2　前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　当該選任に係る者の婚姻前の氏名を当該選任に係る者の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該選任に係る者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四　［略］

（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等）

第二十六条の五十一　法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

四　［略］

2　［略］

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二　［略］

［2・3　略］

4　金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一　住民票の抄本又はこれに代わる書面

二　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

5　［略］

（登録講習機関の登録等の申請）

第二十六条の六十　法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二号ハ及び第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　略歴を記載した書類

ロ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

［三～六　略］

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第二十六条の三十九　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等）

第二十六条の五十一　［同上］

［一・二　同上］

三　貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

四　［同上］

2　［同上］

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二　［同上］

［2・3　同上］

4　金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

5　［同上］

（登録講習機関の登録等の申請）

第二十六条の六十　法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

［三～六　同上］